952―955MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	954.8MHz
2425―2475MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	2448.875MHz

第2の別表10―2中

815MHzを超え850MHz以下	860MHzを超え895MHz以下

を

815MHzを超え845MHz以下	860MHzを超え890MHz以下
900MHzを超え915MHz以下	945MHzを超え960MHz以下

に

改める。

第2の別表10―4を削る。

第4の表中

1844.9MHzを超え1854.9MHz以下	
1859.9MHzを超え1879.9MHz以下	
1844.9MHzを超え1854.9MHz以下	

を

に

改める。

○総務省告示第五百十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を次のように定める。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

一　開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項

本開設指針の対象とする特定基地局（以下単に「特定基地局」という。）の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の九に規定する技術基準に係る無線設備（当該無線設備の発射する電波の中継を行う同規則第四十九条の六に規定する技術基準に係るものを含む。）を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。

二　周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項

1　特定基地局に使用させることとする周波数は、九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数（当該周波数の使用は、平成二十四年七月二十五日以降に限る。）とする。

2　特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、全国とする。

3　第一号に規定する周波数のうち現に特定基地局以外の無線局が使用している場合であって、その周波数について周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）において使用の期限が定められている周波数及びその期限の満了の日は、それぞれ次のとおりである。

㈠　九五〇MHzを超え九五八MHz以下の周波数　平成三十年三月三十一日

㈡　九五八MHzを超え九六〇MHz以下の周波数　平成二十七年十一月三十日

三　特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

1　本開設指針に係る開設計画の認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）は、当該認定の日（以下「認定日」という。）から四年を経過した日の属する年度の末日までに、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率（一の市町村（特別区を含み、平成二十二年十月一日における行政区画による区域とする。以下同じ。）における全ての市町村事務所等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条第一項に規定する事務所並びに同法第百五十五条第一項（同法第二百八十三条第一項において適用する場合を含む。）に規定する支所及び出張所をいう。以下同じ。）において特定基地局（屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる場合に当該一の市町村を当該通信が可能な市町村とみなし、一の総合通信局の管轄区域における当該通信が可能な市町村の人口（平成二十二年の国勢調査の結果による人口とする。以下同じ。）の合計を、当該一の総合通信局の管轄区域の人口で除した値をいう。以下同じ。）が全て百分の五十以上になるように特定基地局を開設しなければならない。

2　認定開設者は、認定日から七年を経過した日の属する年度の末日までに、総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て百分の八十以上になるように特定基地局を開設しなければならない。

3　認定開設者は、認定日から七年を経過した日の属する年度の末日までに、三・九世代移動通信システムの基地局（特定基地局のうち無線設備規則第四十九条の六の九に規定する技術基準に係る無線設備（占有周波数帯幅が一〇MHz以上のものに限る。）を使用するものをいう。以下同じ。）の運用を開始しなければならない。

四　特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

特定基地局の無線設備に対しては、適応多値変調及び空間多重技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

五　終了促進措置に関する事項

1　認定開設者は、次の㈠に掲げる無線局による九五〇MHzを超え九五八MHz以下の周波数の使用及び次の㈡に掲げる無線局による九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数の使用を第二項第三号㈠に定める日前に終了させるため、この項に定めるところにより、次の㈠から㈢までに掲げる無線局を対象とする終了促進措置を実施しなければならない。

㈠　九五〇MHzを超え九五八MHz以下の周波数を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに特定小電力無線局（電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百六十二号）附則第二条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号⑿に掲げる周波数を使用する無線局をいう。）

㈡　九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数を使用する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局（いずれもMCA陸上移動通信（無線設備規則第三条第五号に規定するMCA陸上移動通信（無線設備規則第三条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信をいう。以下同じ。）又はデジタルMCA陸上移動通信（無線設備規則第三条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信をいう。以下同じ。）を行うものに限る。）

㈢　㈡の無線局の通信の相手方である無線局のうち八五〇MHzを超え八六〇MHz以下の周波数のみを使用する陸上移動中継局